

電 気 需 給 約 款  
「市場連動型プラン」  
契約種別定義書

2026 年 3 月 1 日

小売電気事業者：株式会社イーネットワークシステムズ

# 目次

1	目的 .....	2
2	本定義書の変更 .....	2
3	本定義書の適用 .....	2
4	適用範囲 .....	2
5	料金 .....	2
6	中途解約 .....	5
7	解約違約金 .....	5
8	本契約の終了または変更に伴う料金および工事費等の精算 .....	5
9	その他 .....	5

## 1 目的

(1) この「市場連動型プラン」契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社イーネットワークシステムズ（以下「当社」といいます。）が、その電気需給約款【高圧・特別高圧】（以下「高圧約款」といいます。）第6条第1項に定める常時供給電力の供給を受けるお客さまに対して、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）のスポット市場（JEPXの取引規程に定める翌日取引の市場をいいます。以下同様とします。）価格等に連動した電気を供給するときの電気料金その他の供給条件（以下「市場連動型プラン」といいます。）について、定めるものです。

本定義書は、高圧約款（高圧約款が変更された場合は、変更後の高圧約款をいいます。）と一体のものとし、かつ、当社と「市場連動型プラン」をお申込みのお客さまとの電気需給契約の内容をなすものとしたします。

(2) 本定義書は、次の供給区域に適用いたします。ただし、沖縄と電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

全国（沖縄・離島を除く）

## 2 本定義書の変更

当社が、本定義書を変更する場合には、高圧約款第2条（電気需給約款の変更）によるものとしたします。

## 3 本定義書の適用

本定義書は、お客さまが本定義書の内容を理解され、同意の上でお申込みいただき、当社がこれを承諾することにより適用いたします。当社は電気需給契約書にお客さまの契約種別が常時供給電力のうち「市場連動型プラン」である旨を記載いたします。

## 4 適用範囲

高圧約款の各条項は、第7条（常時供給電力）第2項、第18条（契約電力の変更）第3項および第21条（需給開始日または契約電力増加日から1年未満の解約）を除き、「市場連動型プラン」に適用いたします。ただし、本定義書に定める事項について、高圧約款に異なる定めがある場合は、当該事項については、高圧約款によらず、本定義書の定めを適用するものとしたします。

## 5 料金

「市場連動型プラン」の1月の料金は、以下の方式で算定した基本料金、託送従量料金、市場連動料金、市場取引手数料、容量拠出金相当料金および需給管理料金に再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計したものとします。なお、契約電力、託送供給等約款に定める高圧標準接続送電サービス（以下「託送サービス」といいます。）の基本料金単価（以下「託送基本料金単価」といいます。）、託送サービスの電力量料金単価（以下「託送電力量料金単価」といいます。）および需給管理料金単価その他の供給条件は、電気需給契約書に定めるものとしたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は半額としたします。また、該当がある

場合には、当社は高圧約款の各条項に基づき、お客さまから高圧約款に定める延滞利息、契約超過金、工事費等その他の金額を申し受けます。

(1) 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力と託送基本料金単価（消費税等相当額を含みます。）および力率から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{託送基本料金単価} \times (185\% - \text{力率})$$

(2) 託送従量料金

託送従量料金は、常時供給電力の使用電力量および託送電力量料金単価（消費税等相当額を含みます。）から以下の算式により算定される額とします。

$$\text{託送従量料金} = \text{使用電力量} \times \text{託送電力量料金単価}$$

(3) 市場連動料金

市場連動料金は、時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとの JEPX のスポット市場価格エリアプライス（※1）から以下の算式により算定される額のその月の分の総額に消費税等相当額を加えた額とします。なお、市場連動料金は、30 分ごとに算定するものとし、30 分ごとの使用電力量は、30 分ごとの接続供給電力量を、各供給区域の一般送配電事業者が託送約款等で定める送電ロスによる損失率（以下「損失率」といいます。）にて補正した値とします。

$$30 \text{ 分ごとの市場連動料金} = 30 \text{ 分ごとの使用電力量} \times \text{その時間帯ごとの JEPX のスポット市場価格エリアプライス (※1)}$$

$$30 \text{ 分ごとの使用電力量} = 30 \text{ 分ごとの接続供給電力量} \div (1 - \text{エリアごとの損失率})$$

（※1） JEPX のスポット市場価格エリアプライスは、JEPX が公表するスポット約定価格とし、供給区域に応じて次のとおりとします。当社は、JEPX が公表したスポット約定価格を当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知します。

供給区域	適用するエリアプライスの名称
北海道電力ネットワーク株式会社供給区域	エリアプライス北海道
東北電力ネットワーク株式会社供給区域	エリアプライス東北
東京電力パワーグリッド株式会社供給区域	エリアプライス東京
中部電力パワーグリッド株式会社供給区域	エリアプライス中部
北陸電力送配電株式会社供給区域	エリアプライス北陸
関西電力送配電株式会社供給区域	エリアプライス関西
中国電力ネットワーク株式会社供給区域	エリアプライス中国

四国電力送配電株式会社供給区域	エリアプライス四国
九州電力送配電株式会社供給区域	エリアプライス九州

(4) 市場取引手数料

市場取引手数料は、常時供給電力の使用電力量および市場取引手数料相当単価（※2）から以下の算式により算定される額とします。なお、使用電力量は、30分ごとの接続供給電力量を損失率にて補正した値のその月分の合計とします。

$$\begin{aligned} \text{市場取引手数料} &= \text{使用電力量} \times \text{市場取引手数料相当単価} \text{ (※2)} \\ \text{使用電力量} &= \{30 \text{ 分ごとの接続供給電力量} \div (1 - \text{エリアごとの損失率})\} \text{ の合計} \end{aligned}$$

（※2） JEPX がその取引規程細則に基づき公表するスポット市場における売買手数料のうち従量制単価に相当する値に消費税等相当額を加えた値といたします。

(5) 容量拠出金相当料金

容量拠出金相当料金は、常時供給電力の使用電力量および容量拠出金相当単価（※3）から以下の算式により算定される額とします。

$$\text{容量拠出金相当料金} = \text{使用電力量} \times \text{容量拠出金相当単価} \text{ (※3)}$$

（※3） 容量拠出金を当社の電気をご使用になるすべてのお客さまにご負担いただくために当社が設定する単価（消費税等相当額を含みます。）であり、当社は、電力広域的運営推進機関から実需給前年に通知を受けた実需給年度（毎年4月から翌年3月までをいいます。以下同じです。）の容量拠出金仮請求額（年間総額）に基づき、過去実績値から想定した実需給年度の想定使用電力量を勘案して設定します。当社が電力広域的運営推進機関に支払う実需給年度を対象とした容量拠出金と実需給年度の容量拠出金相当額（年間総額）とに差額が出た場合は、実需給翌々年度に精算を行います。容量拠出金相当単価は、当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知するものとし、変更を行う場合には、新料金単価適用開始日の2ヶ月前までに通知します。

(6) 需給管理料金

需給管理料金は、常時供給電力の使用電力量および需給管理料金単価（消費税等相当額を含みます。）から以下の算式により算定される額とします。

$$\text{需給管理料金} = \text{使用電力量} \times \text{需給管理料金単価}$$

## 6 中途解約

本契約期間中であっても、お客さまは1ヶ月前までに当社にその旨を書面で通知することで、通知日から1ヶ月後の日を解約日として本契約を解約することができます。

## 7 解約違約金

- (1) 前条にしたがってお客さまが本契約を解約する場合、お客さまに違約金は発生しません。
- (2) 前条に定める通知なくしてお客さまが本契約の解約を希望する場合、お客さまは、以下の算式により算定される額を違約金として当社に支払うものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

$$\text{解約違約金} = (\text{解約日の直前の契約電力} \times \text{託送基本料金単価}) \times 3 \text{ヶ月分}$$

## 8 本契約の終了または変更に伴う料金および工事費等の精算

次のいずれかの場合において、当社が一般送配電事業者から料金または工事費等の請求を受けたときは、お客さまは、当該料金および工事費等相当額を当社に支払うものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

- (1) 需給開始日（本契約が更新された場合は更新日をいい、本条において以下同様とします。）または契約電力の増加日から1年未満の期間内に本契約を終了する場合
- (2) 需給開始日または契約電力の増加日から1年未満の期間内に契約電力を減少する場合

## 9 その他

- (1) お客さまは、託送基本料金単価、託送電力量料金単価、市場取引手数料相当単価および容量拠出金相当単価の変更については、高圧約款第19条第2号に基づく解約をすることができないものとします。
- (2) 料金算定の基礎となる託送基本料金単価、託送電力量料金単価、市場取引手数料相当単価および損失率は、お客さまおよび当社が別途合意した場合を除き、計量期間の末日時点におけるものを適用いたします。